

(一社)日本ラクロス協会は、協会に登録される会員が、活動中に生じた偶発の事故等に対する補償として、下記の保険契約を締結します。

1. 賠償責任保険

対象となる事故

(一社)日本ラクロス協会および加盟学校・団体の指導管理下^{*1}での活動中に、過って他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を補償します。例：プレー中にボールが過って通行人に当たり、ケガをさせてしまった等

賠償責任保険の被保険者（追加被保険者を含む）

賠償責任保険の被保険者は、(一社)日本ラクロス協会および協会に登録された会員です。^{*2}

賠償責任保険支払限度額

賠償責任保険 対人・対物共通限度額：1億円/1事故（免責金額：1千円/1事故）

(注) なお、賠償事故は、加害者の一方的な過失によるものだけでなく、被害者にも過失のある場合や不可抗力によるものもあるため、示談等については、事前に保険会社と十分ご相談ください。また、この保険には、保険会社が被害者との示談交渉をおこなう「示談代行サービス」はありません。

保険金が支払われない主な場合

- ・(一社)日本ラクロス協会および加盟学校・団体の指導管理下以外で生じた賠償責任
- ・被保険者の故意による損害賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ・法律上の賠償責任が発生しない損害（例：競技中・練習中に他のプレーヤーにケガを負わせた。）
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物を損壊したことによる損害賠償責任（例：他人から借りていたラクロスのスティックを過って壊してしまった。）
- ・自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む）、航空機、船舶の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ・日本国外での活動に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波、または高潮、戦争、暴動、労働争議などに起因する賠償責任

保険責任期間

2019年会員資格取得日の午後4:00～2020年2月17日午後4:00まで

2. 普通傷害保険

傷害保険の対象となる事故

日本国内、国外を問わず、(一社)日本ラクロス協会および加盟学校・団体の指導管理下^{*1}での活動中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害による、入院、手術、通院を補償します。

団体普通傷害保険の被保険者

団体普通傷害保険の被保険者は、(一社)日本ラクロス協会に選手登録された会員です。^{*2}（選手登録された会員は、登録区分「A:選手」です。）

傷害保険金額

傷害保険金額	入院（1日につき）	1,500円
	通院（1日につき）	750円
	入院中に受けた手術	15,000円
	入院を伴わない手術	7,500円

入院・通院については、治療日数1日目から補償されます。

(注) 傷害保険の入院・通院保険金は、医療費の実費ではなく、左記のとおり1日あたりの定額保険金が支払われます。

支払われる保険金

- ・事故の日からその日を含めて180日以内の入院、手術、通院が保険金支払いの対象となります。ただし、通院保険金の支払い日数は、90日が限度です。
- ・保険金のお支払いは原則として、医師の治療が必要となります。引受保険会社が認めた柔道整復師の施術については、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は医師の治療とみなします。
- ・治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けた場合に、手術保険金が支払われます。入院中の手術については、入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術については、入院保険金日額の5倍の保険金が支払われます。

保険金が支払われない主な場合

- ・(一社)日本ラクロス協会および加盟学校・団体の指導管理下以外で生じた傷害
- ・被保険者の故意または重大な過失により生じた傷害
- ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転により生じた傷害
- ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失により生じた傷害
- ・被保険者の妊娠、出産、流産により生じた傷害
- ・地震、噴火、津波、戦争その他動乱、放射能汚染などにより生じた傷害
- ・むち打ち症、腰痛などで、医学的に他覚所見のないもの

保険責任期間

2019年会員資格取得日の午後4:00～2020年2月17日午後4:00まで

^{*1}: 団体の指導管理下とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従って団体活動を行っている間を言います。具体的には、活動場所への集合から始まり、準備、活動、後片付けから解散までとなります。

^{*2}: 会員登録手続きが完了しても、会員資格を実際に取得されるまでは被保険者となりません。

3. 取扱い代理店

JLTリスク・サービス・ジャパン株式会社 〒106-0032 東京都港区六本木3-16-26 ハリファックスビル4F
Tel (03) 6730-3510/ Fax (03) 6730-3511

4. 引受け保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

5. 事故時のご連絡

事故後、速やかにJLTリスク・サービス・ジャパンに、電話またはファックスで、下記の事項をご連絡ください。

ケガをされたとき

①所属団体名 ②負傷者氏名、住所、電話番号 ③会員番号 ④事故日時、場所、事故状況 ⑤傷害の状況 ⑥医療機関名、治療期間（見込み）等

法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき

①所属団体名 ②加害者および負傷者（財物損壊の場合は所有者）の氏名、住所、電話番号等 ③会員番号 ④事故日時、場所、事故状況 ⑤傷害の状況または財物の損壊の状況 等